

日弁連法務研究財団
認証評価検討委員会（第5回）議事録

2004年3月9日（火）午前10時～正午

日弁連法務研究財団：認証評価検討委員会（第5回）議事録

- 1 日 時 2004年3月9日（火）午前10時～正午
- 2 場 所 弁護士会館17階1702会議室
- 3 出席者
委員長 柏木 昇
副委員長 飯田 隆、京藤哲久
委 員 浅古 弘、阿部一正、飯室勝彦、大出良知、小幡純子、亀井尚也、川端和治
菊池武久、小山 稔、高木晴夫、納谷廣美、長谷川裕子、日和佐信子、松浦好治
宮川光治、村瀬 均、吉松 悟
幹 事 早田幸政
理事長 新堂幸司
事務局長 由岐和広
事務局 石井邦尚、江森史麻子、椋嶋裕之、宮武洋吉、山本崇晶
- 4 議 題
 - 1 評価基準の具体的内容
 - 2 運営及び組織体制に関する事項
 - 3 評価方法、手続（異議申立手続を含む）
 - 4 当委員会の報告書作成の件
 - 5 法科大学院訪問調査（報告とお願い）
- 5 資料
 - 資料52 第4回認証評価検討委員会議事要旨
 - 資料53 評価基準（案）
 - 資料54 評価基準の検討課題
 - 資料55 運営・組織体制、評価方法・手続等についての検討課題
 - 資料56 組織、運営（案）
 - 資料57 認証評価、異議申立手続の概要（案）
 - 資料58 評価のプロセス（案）（A型）
 - 資料59 評価のプロセス（案）（B型）
 - 資料60 法曹として必要な資質・能力の獲得（評価基準別紙）
 - 資料61 教員の教育能力（評価基準別紙）
 - 資料62 法科大学院認証評価事業基本規則（案）
 - 資料63 大学訪問調査報告書
 - 資料64 法科大学院の教員の教え方に関するシンポジウム報告書
- 6 議 事

○柏木委員長 第5回認証評価検討委員会を開催いたします。

本日は、皆様お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題は、お手元にお配りしておりますペーパーのとおりでございます。あと2回を残すばかりになりましたので、なるべく効率的に運営をいたしたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

まず、きょうの議題の最初ですけれども、評価基準の具体的内容と書いてございますが、これにつきましては、ちょっと山本先生の方からご説明いただけますか。

○山本事務局員 最初に前回と変わりました点について、簡単にご説明させていただきます。

資料53、60、61でございます。資料53は、評価基準の本体でございますけれども、まず、全体の構成が若干変わっております。2ページ目をごらんいただけますでしょうか。項目の全体構成が変わっております。これまでは「自己改革」という項目が独立してございましたけれども、それを1番目の「法科大学院の運営、基本方針」とくっつけまして、「法科大学院の運営と自己改革」という項目にまとめております。これは、法科大学院全体の取り組みを評価するという点から項目を調整したものでございます。

細かいところは幾つかございますけれども、基本的には評価項目の並べかえたということでございます。

それと、二つ目は資料60、法曹として必要な資質・能力の獲得、2つのマインド、7つのスキルという点でございますけれども、別紙の位置づけを、あくまでも考え方の例であるということを明らかにするとともに、それぞれのマインドやスキルについて、教育内容の解説をもう少し充実させ、取り組みの例をもう少し概括的な書き方にいたしました。

最後に、資料の61、教員の教育能力についての別紙でございますが、これは前回の宿題事項でございまして、科目適合性の判定について、もう少し幅を持った取り組みができないかという点で、資料61の2ページの(3)の書きぶりを若干変更いたしました。

主な変更点は以上です。

○柏木委員長 ありがとうございます。

ここでご議論いただきたいことの主な点は、大筋の方向性の問題に関しまして菊池委員からご指摘をいただいております点です。菊池委員の方から、その内容につきましてご説明いただけますでしょうか。

○菊池委員 恐縮でございます。私もこの会にずっと出席をさせていただいて、皆さんの議論をずっと聞いておりますので、特に問題があると言っているわけではないのですけれども、改めてほぼ完成に近づいたこの評価基準全体を見直してみた印象です。我々が何を目的にこの評価をしようとしているかそのものに関係してくることなのですからけれども、私の理解では、今回の司法改革でたくさんの法科大学院をつくっていい法曹を大量に輩出しよう。そのために各大学院が競って自分の創意工夫を盛り込んだ教育をやって、結果いい方向につなげていこうと、こういう趣旨で展開をしている。その視点からこの評価基準を見ると、基準の一つ一つは論議をされて、いいものがずっと並

んでいるのですけれども、全体を通してみると、やや規則が多いというか、こうしろ、ああしろというポイントが多過ぎるために、非常にリジッドになっているというか、これを全部守ろうという法科大学院の立場からすると、融通がきかなくなるのではないかというような印象を持って、それでいいのかなと、もう少し結果がよければ、部分、部分はもうちょっと自由にやっていただいてもいいのではないかなと、こういう印象を持ったということで意見を出したのですけれども、その後飯田先生ともいろいろお話をして、今の山本先生のご説明にもありましたように、あくまでこちらで言っているのは、こうしろというようなことではなくて、例示なのだというようなことと、それから後ほど議論される評価基準のアプリケーションの仕方、評価の仕方ということになりますけれども、その中でその趣旨を盛り込んでいただければいいのかなということで、やや気分は落ちついているのでございますが、そういう印象を持ったという指摘なのですけれども。

○柏木委員長 ありがとうございます。では、飯田先生の方から。

○飯田副委員長 本日は、資料65で、山本さんの方で検討課題を提示いただいていますけれども、それについてご説明いただければと思います。

○柏木委員長 それでは、山本先生の方から、検討課題について。

○山本事務局員 今日配布いたしました資料65、これは前にお送りしておりました資料54の補充をしたものでございます。資料65に基づいてご案内させていただきます。

評価基準につきましては、まとめの時期に入っておりまして、まとめの方向についてのご確認あるいはご意見ということで賜ればと思います。

一つ目は、評価基準の抽象度と、解釈指針や具体例の扱いです。菊池委員の方からご指摘がありました点を踏まえて、事務局の方でいろいろ整理して、議論している途中のものでございます。一つの視点として、大学の創意工夫との兼ね合いをどこでとるのかということです。余り細かくいうと、特に日本人のメンタリティーからみると、こういう例もある、ああいう例もあるということを書いてしまうと右に倣えとなってしまう、そもそもの趣旨に反することとなってしまうはしまいか、という点です。もう一つの視点は、認証評価機関として運営していく中での評価基準の取り扱いのしやすさという点でございます。少なくとも評価基準につきましては、各大学と契約をして評価をしていく中で、ころころと変えるというわけにはいかないものであらうと思います。そうしますと、評価基準のレベルでは相当程度の抽象度、設置基準と近い抽象度のものが必要ではなからうかと考えられます。その点を踏まえて、解釈指針あるいは具体例と書き分けをしておく必要があるのかなというふうに思います。

これを踏まえた整理の方向として、(2)で書いておりますけれども、評価基準は先ほど申し上げましたように十分な抽象度、相当程度変わらなくて済むような抽象度があるいは必要ではなからうかというふうに考えられます。

二つ目は解釈指針です。現在は(注)のところに書いてあるものです。ここで書く要素は三つありまして、一つ目は基準の趣旨、つまり何を評価するのかということです。二つ目は字句の解釈、誤解がないように説明するものです。三つ目は判定に当たっての考慮事項です。この程度の事項を

中心に考慮し判定するという事です。ただし、総合で不適合につながる重要な評価基準については、最低限こういふ何かを満たさなければならないということが明確に書かれている必要があります。これが解釈指針で扱う内容だろうというふうに考えています。

三つ目は、具体例です。この扱いにつき、基本的には評価に当たっての手元資料という説明がある。表に出さない方が適当ではないかということです。これは、菊池委員の方から、そういうご指摘ありましたので、ここにそういう書き方をしております。一方、手元資料にしておきますと、ではどこで情報発信をするのが問題となります。実際の評価、つまり評価報告書の中で、こういう具体例が効果をおさめていますよということを取り上げるということで情報発信するのが一つだろうと思います。また一方で、評価員の手元資料として持っている、不公平なことにはならないかという問題があります。評価員からちょっと見せて貰うとかしてそれを知り得たところと、知り得ないところでは不公平になるのではなからうか。そうであれば、むしろ表に出すこととし、その出し方に注意をすることが適当ではないか。あくまでも一つの例であって、それぞれ事情の異なる個々の大学に必ず当てはまるというものとは限らないよということをきちんと注記すると。あるいはこれをやれば済むというわけではないよということを注記するという事で対応の方が妥当ではなからうか。もちろん、2つのマインド、7つのスキルの内容についてもそうですし、あるいはクリニクの履修の仕方についてもそうですが、法科大学院にとってもどの方向が適切なのかというのが必ずしもわからないことについては、積極的にこういう考え方もあるのではないかということを出して行く方が、黎明期においては適当ではなからうかという考え方もございます。以上の次第で、具体例を余り押しつけにならないような書きぶりで対応してまとめていければというあたりで整理をしていきたいというふうに考えております。これでどうかという点についてご意見賜ればと思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。

菊池委員のご指摘もありまして、もう一度この資料53、評価基準(案)を見直して、1のような問題意識から2のような整理の方向というものを打ち出したわけですけれども、これについてご意見はございますでしょうか。これでもまだがんじがらめである、創意工夫の余地が少なくなってしまう、あるいは余りにも抽象度を高くし、緩やかにすると、せっかく第三者評価をする意味がなくなってしまうのではないかと、あるいは余り抽象度が高いと基準にならないと大学側としてもその判定基準がわからない、というようなご意見があるかと思っておりますけれども、その辺はいかがでございましょうか。特にその具体例、2の整理の方向ですけれども、具体例は手元資料ということで、これを公表しないということになります。評価委員が手元に持っていて、それを見ながら評価することになります。そういう内部資料にする方がいいのか、あるいは例示ということで公に示す方がいいのかということが問題になるかと思っております。この点は、ご意見はいかがでございましょうか。

松浦先生、いかがですか。

○松浦委員 お尋ねの趣旨は、具体例がどのような機能を果たすかということかと思っております。抽象的

な言い方をすると、具体例はいろいろな施策を考える場合の参考になりますから、ある種の共有材として意味があります。ただ、具体例は実際の経験をベースにして、本当に有益なものが結果として提示されてくるのが重要だと考えます。最初の段階からいきなりいい具体例が出てくるとは思えないのです。

ですから、評価チームが調べられて非常におもしろい例があり、これ参考になるのではないかと判断された段階で、例えば評価委員会のホームページで情報提供するのがいいのではないのでしょうか。参考にしたことを明言するかどうかはともかく、大学側では教育の中身をよくするために、参考にします。

ただ、報告書の中でこういう具体例があり、それを考えたらどうですかというのは、大きな大学では可能なことであっても、小さな大学ではできないという、そういうさまざまな条件を無視して具体例を出すという危険を常に伴うことになります。そういう観点からすると、余りに具体的な改善例を示すよりも、一般的な参考という格好でそういうものが出されることが望ましいと思います。長期的にはそういうよい例を蓄積するため、ある種のコンペを行い、車の世界でいうところの「カー・オブ・ザ・イヤー」というような形で参考例を集める努力も面白いと考えます。

○阿部委員 この具体例というのは、大学側がつくるのですか、それとも評価する方がつくるのですか。

○柏木委員長 むしろこの評価基準（案）の中に入っている具体例を通して大学側に評価基準の具体的なイメージを抱いて頂くということだと思います。

○阿部委員 基準の中に初めから入れ込む具体例ということですか。

○柏木委員長 基準というよりも、この資料53の注の*中にいろいろ書いてあります。例えば一番重要なところは、4ページの*の3に「2つのマインド・7つのスキル」はその一例と書いてあります。こういうような例を出すことが特に小さな法科大学院側のポリシーをかなり縛ることになってしまうのではないかとすることを松浦先生がご指摘になったと思います。これも書き方が難しいので、資料53の一番最後のページ、16ページを見ていただきますと、*1には「適切に」とは、法曹に必要な「2つのマインド」「7つのスキル」の習得状況も念頭におきつつ基準が設定されていることをいうというぐあいで、これは例示と書いていないのです。この辺は、2つのマインド、7つのスキルを押しつけているというぐあいにとられかねないわけです。そういうところが、松浦委員のご指摘なのではないかという気がするのですけれども。

○阿部委員 各大学によっていろいろ個性があって、いろいろ違うという話で、必ずしも各大学共通ではないということですね。ということは、この作業を始めていっていろいろ経験を積んだときに考えていく基準というのも出てくるわけです。それは、こちら側で考えたことを書き出していくという、こういう作業になると思うのですけれども。

○柏木委員長 その辺は、またこの問題意識の*の2で、この評価基準に頻繁な変更があるとそれもまた問題であるということにもかかわってくると思います。余り頻繁に変更するのはどうかと思いますし、かといってまだ黎明期につくった基準をそのままずっと使い続けるというのも硬直的であ

ると思います。ここには矛盾する二つの問題があると思うのです。松浦先生がおっしゃったように、経験を積んで、その基準を改良していくという面と、それから黎明期でなかなか予想がつかない段階で注のところに具体例を挙げるのが果たしていいのかどうか、かえって大学側を縛り過ぎてしまうのではないかという二つの点があるだろうという気がするのです。経験を積んでから入れるものについては、多分いいものが入ってくるだろう。経験を積まないうちにこういうものを入れてしまうことの危険性を松浦委員は指摘されているのではないかという気がするのですが。

○飯室委員 具体例というのは、規模によって物すごく違ってきますよね。30人の大学には非常に好ましい具体例でも、300人の大学には好ましくないということもあるだろうし、その逆もあるでしょう。あるいは、担当する先生方の考え方によっても差もあるだろうから、やっぱりいろいろ評価していく中で、こんないいアイデアがありましたよみたいな形で発信していくというものがいいだろうと。

○柏木委員長 この段階ではどうなのでしょう。抽象的に書いておくだけがいいのか、それともある程度の具体例をこの中に織り込んで、例えばこんなことだよということにした方がいいのか、その点はいかがでしょう。

浅古委員 以前にも、ご議論があったかと思うのですが、認証評価の基準は、法科大学院を設置している大学にとっては、認証評価を受ける際の目安となる基準ですから、例えば法科大学院の運営に実際に携わっている側からしますと、学校法人に対してこういう基準があるからこの点を充実させなければならないというように、この認証評価基準を根拠として法科大学院を充実させるための要求を学校法人にし易くなるということが、私立大学にはあるように思うのです。ですから、認証評価基準として、抽象的な基準だけでなく、ある程度具体例を挙げておいていただいた方が、法科大学院を充実させていくためには役立つのではないかと考えております。

○柏木委員長 ありがとうございます。

○浦部委員 私は、むしろ逆に考えてもいいのではないかと思いますのが、基準の中に注という形であれ書かれるということになると、やっぱり大学によってももちろん姿勢は違ってくるでしょうけれども、これをやらなければいけない、この中の何か一つやらないと評価が悪くなるので、こういうような受けとめ方をすると必ず出てくる。そうなりますと、これは多様性というよりも、金太郎あめみたいな法科大学院になるというような気がします。そういう意味でいいますと、少なくとも基準の中にそういう具体例を盛り込むということはよくない。むしろ、松浦先生がおっしゃったように参考例として、例えばこういう取り組みについて、こういう高い評価をしたということを整理していくという形で、その中から徐々にいい例というものが実現されるという形をとった方がいいのではないかというふうに思います。基準の中に具体例を盛り込みますと、それが本当に成果を上げたかどうかという判断をしたときに、実はそれほどでもなかったというようなことも十分可能性がある。それをむしろ変えなければならない。大学の方は、一生懸命その例が挙がっているから、それに取り組んできたけれども、でなければだめだと、余りそういういい成果上がっていないというふうなことであきらめたということでは困るわけで、やはり大学の側が、例えば

こういう教育をするためには、こういうふうな手法をとった方がいいということは、やっぱり大学自身がそれぞれに考えていこうという姿勢をもっと展開するような大学側の評価体制という方が望ましいということです。

○柏木委員長 参考例としてならばよろしいというご意見ですが、私も具体的にはこの資料53の4ページのさっきちょっと引用しました、3番目の*のところの括弧の中にこういうぐあいに「2つのマインド・7つのスキル」はその一例と出ていますが、この程度でしたらよろしいという。

○浦部委員 いや、最初からこれは書かない方がいいです。最初は、とにかく基準、こういうことを評価しますよということだけで、それに対して大学が、ではどういうふうな取り組みをするかということは大学自体に判断してもらおうということからまずスタートしないと、大学自身の創意工夫というのは出てこない。

○柏木委員長 注にもかかないということですね。

○浦部委員 はい。

○川端委員 私、お二人の意見、部分的に両方とも賛成と感じたのですが、要するに項目によるのではないかという気がするのです。やっぱりいろんなことについて法人側に要求できる根拠が絶対に要るなということで、ここ全然書かれていませんけれども、身体障害者の学生に対する配慮をしなければならないというような基準も本来あって然るべきような基準ではないか。そういうことは当然要求される点だということ言えば楽かなという部分はある。逆に、またさっきから出ていますけれども、この2つのマインド、7つのスキルについては、少なくとも16ページの注1でこれが書かれるというのは非常な違和感を覚えるという感じがするのです。だから、項目によりけりではないかということ。その意味でいうと、何というか、ここで例示として挙げられていることに、非常にレベルに差があるような気がします。例えばこの文部科学省の省令に関する方針によれば、法科大学院の評価基準は、教育上必要な施設および設備に関することや図書その他の教育上必要な整備に関することというのを基準に入れるというのが書かれています。この案は、これをそのまま基準としては抽象的に書いてあるだけなのです。それはそれでいいのかもしれませんが、注を見ると、これだけやればいいのかととられかねない非常に限られた要求しかされていないわけで、特に図書の整備なんかについては、設置審査会の方がよっぽど厳しい基準をつけているし、専任教員について専用の部屋を設けるというのも設置審査会でも要求されたのですけれども、この基準を見ると、そんなことやらなくてもいいようにも見えてしまうわけです。一方その14ページの1、2の次ですけれども、3を見ると学生寮、家族寮、託児サービスの提供というのが出てくるわけで、むしろ設置基準をはるかに超えるものが要求されている。つまり、この注で例示されているものの水準がすごいばらつきがあるような気がして仕方がない。ですから、そこをもう少し考え直した方がいい。つまり、全体通して読んで、非常にきつく感じられるところと、逆に非常に緩く感じられるところがあります。それは見る人の立場で違うわけで、例えば国立大学から見れば、施設設備なんて当然有しているわけですから、そんなの全然関心がないと、私立大学の人から見れば、それは一々経営の問題にかかわってきてしまいますから、その教授側の論理と法人側の論理とで対立が生

じる可能性があるので関心が高いということではないかなという気がしたのですけれども、ここをもう少し考えた方がいいのかもしれないと思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。

○吉松委員 私もそれは川端委員がおっしゃったように項目によるのではないかと思います。例えば先ほど来話が出ていますけれども、16ページの注の5の部分で「適切に」ということ、例えば、不合格の場合の説明が文書でなされることという非常にわかりやすい例が挙げられますと、右へ倣えて、もう一律そうになってしまうのではないかな。それで差し支えないところは、それでいいと思うのですけれども、そういうぐあいに横並びになってしまうと、やっぱりぐあいの悪い項目というのは多々ある。ですから、その辺のところをある意味で区分けして、ある程度はその具体例として挙げた方がいい場合もあるでしょうし、それから先ほど浦部先生のお話なんかを聞いておきますと、むしろ手元資料として、内部的に位置づけることもちょっととりあえず留保しておいて、むしろ現になされることを受けとめて、どう評価するかという話で了解していった方がいいと、こう思います。

○柏木委員長 今のご意見をお聞きしていますと、どうもこの注に挙げられております具体例は、もう一回整理し直す必要があるということのようで、その方向性としては、むしろやはり抽象度を増すということでしょうか。あるいは、その例示というのは、あくまでも例示であって、その右へ倣えの傾向が生じないような表現を配慮するというような方向性でしょうか。

○浦部委員 川端さんの話聞いていて、なるほどなと思ったのですが、ソフト面の方の問題であって、やっぱりハード面ではむしろ、先ほどエレベーターの問題だとか図書の問題だとかというのは、これはむしろ明確な基準をきちんと置いておく方がいいだろう、このように思います。ただ、そのソフト面、要するに教育内容であるとか、教育方法であるとか、あるいは教授の採用方針であるとか、そういうものについてまで細かく具体例を最初から用意するというのは適切ではないというふうに考えます。

○飯室委員 要するに創意工夫の芽を摘むことにならないように表現を控えるということなのでしょうね。列挙しておく、これをやっておけば評価は上がるに違いないと思うかもしれない。列挙したら、形だけはやるということもあり得るのです。

○飯田副委員長 それは、おっしゃるとおりだと思いますが、ただ我々の評価としては、この2つのマインド、7つのスキルという法曹としての必要な資質と能力というふうにとらえている。しっかり教育していただきたい、お願いしたいのですよという、そういう情報発信もあるものですから、そういう面を全部なくしてしまいますと、評価の特徴がなくなってしまうものですから、そういう情報発信の芽は残させていただく必要があるのではないかなと思いますけれども。

○柏木委員長 今非常にいいご意見をいただきまして、創意工夫というのはどちらかというとソフト面の方で発揮される。したがって、そのソフト面ではむしろ緩やかな表現をとる、ハード面はそれほど緩やかにする必要はないというご示唆をいただきました。

それから、飯田副委員長の方から、さはさりながら日弁連法務研究財団としての特色を出すという面から、やはりどういう法曹を教育してほしいかというような情報発信が必要と、情報発信とい

うか、そういうフィロソフィーが必要であると。そういう面から、その2つのマインド、7つのスキルということにある程度言及せざるを得ないというふうなご指摘がありました。

○納谷委員 委員長がまとめたように、やはり評価基準は、飯田さんが言ったようなことをはっきり発信した方が当財団の評価機関としての姿勢がわかって私はいいと思います。もう一つは項目について申しますと、やはりいろいろなばらつきがあって、まだもうちょっと選択の余地があるのかな。それから表記の仕方は事務局が言ったような形で押しつけでない程度の表現をすべき項目もあるとは思いますが、それは注意してこれから書き上げていけばよろしいのではないかなと思います。なぜかといいますと、項目及び評価基準までがしっかりしたベースになるルールですから、あとの注記というのはあくまでも参考にして下さいというのが基本です。我々が抽象的と言っても、この評価基準までが基準であって、ここから下の解説というのはあくまでも参考なのです。これですべてを縛るなんていうことは、もともと考えない方がよろしいのではないかな。そういうことがはっきり伝達するということでしょうか、公表するときに明確にしておけばよろしいのではないかな、私はそう思っております。そういう意味で、事務局が考えているように、表現その他は注意深くしていただくことも必要だと思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。

ちょっと時間がないので、先に進ませていただきますけれども、今の点は方向性としましては、ソフト面、ハード面に気をつけながら、余り法科大学院の自由度、それから創意工夫を縛らない、制限しないような表現にすべく、もう一度この項目を見直すと。ただ、この法務研究財団としての特色はある程度出さざるを得ないと、あるいは出した方がよろしいということで、もう一回事務局に汗をかいていただくということになるかと思えます。

次の評価基準と何を評価するかとの関係ですけれども、これも山本さんからちょっとご説明いただけますか。

○山本事務局員 個々評価基準につき、なぜ評価するかというのを別途整理しております。この中で出てきた個別の問題点を三つ、小さい点と言えば小さい点なのですけれども、確認したいと思えます。

一つ目がカリキュラムの関係なのですけれども、資料53の11ページ、科目構成と履修単位というところのちょうど真ん中に、大学が開設を公表した科目が実際に開設されていることという評価基準がございます。これは、この前のバージョンでは、設置申請で開設を約束していた科目が実際に開設されているという書きぶりのものでした。これを、カリキュラムの評価として置いておくのが正しいことなのかどうかという問題提起でございます。なぜかと申しますと、これはつまるところ、学生に対して、こういう科目を開設しますよと約束をしたにもかかわらず、やっていないではないかという、約束を破ったことをチェックすると、こういう項目ではなかるうかなと思われま。カリキュラムそのものの評価といいましても、約束を守っていないということが評価になる。としましたならば、これはカリキュラムの適切さを評価するということではなくて、コンプライアンスの問題だろうと。ということであれば、これは例えば学費であるとか、あるいは教授であるとか、あ

るいは奨学金であるとかが、ホームページや募集要項で書いてあったのと違うではないかということと基本的には同じ問題であって、評価方法としてはカリキュラムの評価ではなくて、あえて言うならば管理運営の仕方といたしますが、あるいは情報公開の適切さというのか、あるいは自己改革の中でチェックすべき項目というのか、いずれにしても別のところでの評価項目ではなからうかということでございます。括りでいうと一つ目の「法科大学院の運営と自己改革」の中に、公表した事実をちゃんと守れているかどうかという項目を設けるかということがございます。ただ一方で、こういう科目を開設していると言っている科目が諸般の事情で開設されないということは、現状としてはまああることのようにございます。これをコンプライアンスの問題ということで、この第三者評価機関の項目として上げるのか、適切かどうかということも検討の余地があるかなと思います。

○柏木委員長 今の点はいかがでしょうか。大学が開設を公表した科目が実際に開設されていることというのが評価基準に上がっていますけれども、諸般の事情から、公表した科目が実際に開設されないというようなこともあり得るのかなという気がしますが、この評価基準に上げる必然性というか妥当性、むしろその科目がどういう科目が開設されているかということは、一般的な評価基準の中に吸収されてしまうのではないかなということだろうと思いますけれども。

○納谷委員 事務局案のとおり、カリキュラムの項目の中で上げる必要はない、少なくとも適切ではないと思います。自己改革の取り組みか、または情報公開か、どちらかの項目で取り扱うことでよるしいのかなという、この項目だけについて言えば、その取り扱いの方がよるしいのではないかと、私はそういう意見を持ちました。

○柏木委員長 ありがとうございます。

ご異論はございますでしょうか。

松浦委員 確かにコンプライアンスの問題だという面はあるのですが、私はカリキュラム評価の中へ入れておいた方がいいと思います。今、法科大学院の関係者は、非常に負担過重なのです。これまでの私の教員生活で体験したのは、大学院で科目開設しておいて、それを学部の授業と一緒にやるとか、あるいは大学院で別科目にしておいたものをほかの科目と一緒にしてやるとかという、ある種の負担軽減措置が行われることがあったということです。そこではじめをつけるという意味で、開講を約束した科目が約束どおり開講されたかどうかをカリキュラムの質の評価要素として位置づけるべきだと思います。

そもそも、約束したことをちゃんと教えるのは当然の義務です。約束を守らなかった場合は、適切な弁明ができるときに限られるべきです。開講の有無は、機械的に確認できる領域ですから、ここでゆずる必要はないと思います。

○高木委員 ビジネススクールという分野しか知りませんが、今のポイントは現実問題として発生します。どういうことかという、我々の場合は相当高い授業料を納めていただいて、学生がその授業料を個人負担している比率が大変高いのです。そうしますと、学生側は入学直前に提示されている講義要綱を見て入学を意思決定している比率が高いので、当該の希望する科目であるとか、教授であるとかの授業を受けられるということをかなり高く期待して入学して入ってまいります。

それで、入学後その教授が移籍したであるとか、何らかの事情で授業がないというときに、学生側から、学生団体、学生の代表を通じて相当強いクレームが教授会に上がってきて、当該の教授に対して集中講義でもいいから、担当できないかということで対応するということは、頻繁にはないのですけれども、少なくないのです。ですので、入学年度に提示してある授業は実行するというのが現在我々の最低限だなと。それ本当の話と言ってもいいでしょうか。相当ごたごたします。

○納谷委員 置くか、置かないか、どういう内容のものを置くかということがここでの問題であって、それを現実にするか、やらないかというのは、話は別の問題だと私は思っています。外した方がいいというのが私の基本的な考え方なのです。だから、項目としては、ここは置く必要はない。ともかく実際にそれをやっていかなければならない。これだけは何らかの形で、どの項目で取り扱うかは別にして、カリキュラムの項目外のところで取り扱った方がいいのではないかなという考え方なので。

○柏木委員長 むしろ納谷委員のご意見では、今のこの11ページの資料53の11ページの3番目の黒四角が問題になっているわけですが、これを一番最初の黒四角の中に吸収されてしまうのではないかとことです。

○納谷委員 だと思います。やっぱりそういうことをきちんとやらない大学はいけないということが、ついでにどこかで出してあげばよろしいのではないかな。

○柏木委員長 むしろ、そうすると注に落とすということも考えられますね。

○納谷委員 それもあるかもしれないですね。

○亀井委員 項目が、重要マスト項目になっているということもあると思うのです。つまり大学が公表した科目が少しでも開設されていないということになると、不適格ということになるかもしれません。もともとどういう科目を開設するのか、大学が計画したそのレベルがそれほど高くなければ、クリアするのはたやすいし、そのレベルが高ければ、基準をちょっと変えるということがありますので、それを充足するのは難しくなってきます。それを実際に開設しているかないかでもう不適格というのはちょっといいのかなというふうに思いますので、少なくともこういう項目を置くのであれば、位置づけというか、そういうことは考えておいた方がいいかと思います。

○柏木委員長 わかりました。

議論の方向としましては、完全にこれを落としてしまうのはいろいろ弊害が起こりそうであると。しかし、重要マスト項目に上げるのも、これも余りにも大きく扱い過ぎているのではなからうかと。特にその大学側が開設を公表して学生をたくさん集めておいて、設置審査も通っておいて、実際問題として教員が足りないから、講座を開設しないというようなことはやはり許されるべきことではないし、そういうことをチェックできなければいけないということで、注に落とすとか、あるいはその相対マスト項目にするとか、ちょっと事務局で考えていただけますでしょうか。

その次の問題をまた山本先生の方からご説明いただけますでしょうか。

○山本事務局員 資料53の4ページ、 のところに「特徴の追求」というのがございます。これは、各法科大学院で特徴を追求する取り組みがなされているのか、これを評価するというこの意味の

確認です。特徴を追求する取り組みがなされていることを評価すると書きながら、一方、の「基本方針」では、基本方針としてどんな法曹を目指すかということそのものは評価の対象としないと書いてあります。要するに、知的財産を専門とする法曹の方が医療過誤を専門とする法曹と比較してどちらが上なのか、という価値判断はしないということをうたっております。この二つは矛盾するのではないかということの整理の問題でございます。整理としましては、「特徴の追求」は、特徴の内容を評価するというのではなくて、その内容はさておき、特徴をいかに徹底的に追求しているのかということの評価するのだということになるかと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうかということでございます。結局いろいろな法科大学院がそれぞれの思いを追求していくということで多様な法曹がより輩出されるということをねらった評価項目という位置づけでございます。

○柏木委員長 この点はいかがでしょうか。なぜ特徴を追求しなければいけないかという問題と、実際にその特徴として各法科大学院が上げている内容を見ますと、地域密着型というようなことで、何が地域密着型なのか、その内容がよくわからないというようなこともありまして、私はこの程度でいいのではないかなという気がしておりますけれども、川端委員、設置審査との関係で何かご意見ございますか。

○川端委員 そうですね、お題目とカリキュラムがきちんと結びついていないという例が結構あったので、どんな法曹でもいいのですけれども、こういう法曹の育成を予定しますと言いながら、そのカリキュラムがほとんど用意されていないというようなところをチェックする必要があるのではないかと思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。

○飯室委員 特徴がないというのは特徴になるのですか。

○川端委員 それも一つだと思います。うちはジェネラルな法曹を養成しますというのなら、カリキュラムは、そういうような形で用意されなければいけないということだと思うのです。どんな法曹になるにしても、その必要な科目はありますということでなければいけないと思うのです。

○飯室委員 それに絡んで、さっきの科目をきちんとやっているかどうかということも絡んでくるわけです。特徴を出して宣伝する。格好いい、おもしろい科目やりますよと言って学生集めておいて、実際は全然やっていないのだとなると。

○柏木委員長 ジェネラリストの養成を目的とする法科大学院というのは余りないように思うのですけれども、例えばそのバリスター型の法曹を育てる、という法科大学院はありますね。どんな事件が来ても扱えるようなバリスター型弁護士を育てるといようなものは特徴があると言えるのか、ないと言えるのか。特徴があると言ってもいいのではないかという気がするのですけれども、今川端委員がおっしゃったようなその特徴の内容自体は審査しないけれども、特徴を生かすようなカリキュラムになっているかどうかというような首尾一貫性の問題としてチェックするというような観点から審査するとういことになるとは思いますがいかがでしょうか。

ほかにご意見ございますか。

- 宮川委員 ジェネラリストを養成するというのではなくて、法曹の基本的な資質を養成すること、それに徹底するというのは特徴があるのですか、ないのですか。
- 川端委員 それは、具体的に何を意味しているかです。法律基本科目しかやりませんというのだったら、それはもうそれ自体が問題ですし、そういうカリキュラムは組めないようになっていきますけれども。
- 宮川委員 法律基本科目にプラス隣接科目、例えば講師が法哲学、法社会学、そういう法律家にとって必要な教養、そういうものの見方を形成するような科目を中心にする。これは特徴があるのですか。
- 川端委員 それは、ジェネラリストではなくて、むしろそういう法哲学的な、あるいは法社会学的な志向に強い法曹を養成して、要するにこれからの新しい政策形成ができるような法曹を養成しますということになってしまうのではないですか。だから、ジェネラリスト的な法曹というと、今の訴訟中心弁護士的で、かつ家庭的な法曹が一番ジェネラルという形に近いのかなというふうに思いますけれども。
- 宮川委員 市民法曹を養成ということの意味すれば、そうですね。
- 飯田副委員長 今全国の法科大学院を回っているのですが、それぞれ皆さん一番冒頭に、その法科大学院の目指す法曹像というのを掲げておられますところがほとんどではないかと思うのですが、そういう、それぞれの法科大学院が自分の特徴を追求されて、多様な法科大学院ができるというのが一つの大きな目的なのかな、それを助長するというような評価基準というのは意味があると思っている次第ですけれども。
- 柏木委員長 そういうことでよろしいのではないかと。余り特徴が本当に特徴でなければいけないところを厳格に審査する必要はなくて、特徴として掲げているものとその他の例えば科目との整合性とか、そういうところを見るということではなからうかという気がしますけれども、そういうまとめでよろしいよろしゅうございましょうか。
- 高木委員 ちょっとまたビジネスの話ばかりで恐縮なのですが、教育というサービス商品を我々は提供するというふうに理解しているのです。そのときに、この教育サービス商品は、例えば床屋さんとかお医者さんとかのサービス商品と違って、料金は事前徴収なのです。事前にサービス商品がどうであるかということは入学案内に全部書いてあるわけで、入学許可と同時に料金を支払うと、その料金に見合ったサービスが以後半年とか1年間で受けられると、授業料に対する対価です。なので、払い終えてから、そのサービス商品がどうであるかということしか学生にとっては実現してこないで、事前のその入学案内で商品が説明されているものが現実に生じているということはかなり大事なポイントのように思います。料金は後払いだとまだ違うのですが。
- 柏木委員長 各法科大学院が標榜している特徴とその内容の整合性の担保をチェックするというところに重点があるということかと思えます。
- それでは、その次の教員の体制の評価のあり方について、これも山本先生の方からご説明をお願いします。

○山本事務局員 資料53の9ページ、 の教員の体制の評価項目の一つ目の評価基準です。教員が資格要件を充足していることを審査する項目です。これを独立の評価基準としてここに置くかどうかという問題です。法科大学院のあらゆる教員に対して1人ずつ適格かどうかということの評価することが必ずしも設置基準上、求められているわけではありません。それ以下の項目、つまり三つ目の実務家教員、つまり実務経験を有する専任教員が2割以上であることや、法律基本科目について分野ごとに必要数の専任教員がいること、さらに学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していることといった、教員の体制についての評価基準があります。それらの評価基準を充たすための専任教員が、ある水準に達しているかどうかの判定をするということで対応できるのではないかと。教員の適格性という項目を、独立の評価基準とする必要はなく、教員体制あるいは教員組織の要件を充たすための「教員」の解釈に位置づけにする方が適当ではないかと考えております。これは、整理の問題だけでございます。

○柏木委員長 これは、そういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、その次の多段階評価の項目立てですけれども、これも山本先生からご説明をお願いします。

○山本事務局員 資料の53の3ページをご参照頂けますでしょうか。評価報告書としましては、全体としての適格認定に加え、各項目についての多段階評価が重要という考え方であります。その場合、多段階評価の項目としては、ここの1から9、つまり一つ目が法科大学院の運営と自己改革、全体の経営姿勢、二つ目が入学者選抜、三つ目が教員の体制、四つ目が、いわゆる Faculty Development、教員の研修活動みたいなものです。五つ目がカリキュラム、六つ目が教え方、授業、七つ目が法曹として必要な資質・能力の養成、八つ目が学習環境、九つ目が成績評価・修了認定、大体こういう括りで、多段階評価をするということでもまとめさせていただきました。

○飯田副委員長 評価基準の大項目の中で、3番の教員、教育体制とFD、それに4番の教育、カリキュラムと教え方、この方をもう少し細分化して多段階評価の対象にすると、そういう趣旨ですね。

○柏木委員長 今の点いかがでしょうか。多段階評価の項目立ては、今のようなことでよろしいですか。

○亀井委員 例えば4番は非常に重要なところで、 、 、 のそれぞれA、B、C、Dとか付けるということですよ。カリキュラムと教え方というのを細切れみたいのにするということでもいいのだろうか。というのは、要するに 、 、 の全部評価した上で4番という大項目をAとかBとかCとかいう評価をするのかなというふうに私は理解いたしますが、それをさらに 、 、 、 というふうにつけるという、そこはどのような趣旨からそのように。

○飯田副委員長 その3番と4番が特に重要なところだと思って、3番の教員及び教育体制とFD並びに4番の教育、カリキュラムと教え方と、特に重要なところでございますけれども、全部まとめてしまいますと、それぞれの特性が出ないのではないかなということから、それぞれ特性が出やすいように少し小分けした方がいいのではないかなという認識で、先ほどのような分野別評価に分類してはどうかということなのですから。

○柏木委員長 どうでしょうか。3番、4番の項目を細分化すべきか、あるいは一くくりとしてしまってもよいかという問題ですけれども、細分化して実害はないのでしょうか。むしろ細分化した方が評価される方としては、何がよくて、何が悪かったかよくわかってよろしいということですか。

○飯田副委員長 そうなのです。

○柏木委員長 とすると、このグルーピングで余り問題はなさそうということになりますけれども、あるいはこの今山本先生からお話があったように、多段階評価の中にもうちょっとこの項目も別扱いにすべきだというようなご意見はございますでしょうか。なければ、大体これでよろしいということで次に進みたいと思います。

それでは、次の6番の不適格認定の基準ですけれども、これも山本先生からご説明をお願いします。

○山本事務局員 これは、これからの作業になると思います。その中で確認したいところがあります。少なくともその不適格になる条件が一体何だということだけは別に取り出しまして、明確な基準をつくっていくという形になります。これは、まだ整理がついていないので、大至急やりたいと思います。

○柏木委員長 わかりました。

……（テープ交換）……

山本先生の方からまたご説明をお願いします。

○山本事務局員 その他の(1)のところに書いてあります「国際性の涵養」という項目でございます。現在の案では、11ページ、教育のカリキュラムと教え方の中の に下段項目の事項として、「国際性の涵養を目指す科目が開設されていること」という基準を設けております。評価基準の中で、国際性が出ているのはここだけなのです。国際性につきましては、各大学を回った中でも非常にご意見が多いところでございます。国際性の科目がないと低く評価されるのか。うちは、そういうことは考えておりません、というところがございます。「5つの姿勢」の中で、国際性を涵養することは非常に重要であると、改革審の意見書の中でも出ている中で、どこかに入れなければならないのでは、と考えると、科目の中に入れるというのですか。それから、考え方としては、科目に入れておけばいいのか、英米法という科目があるから、これは国際性が涵養されていると見るのか、そういうことなのかなということも考え、かつ科目だけはいかぬというのはちょっとリジッドではないかと、むしろいろいろな環境設定ですとか、大学全体で見た場合に外国人の方と交流等があるとか、あるいは大学の法曹と交流する機会があるとか、そういういろいろなアプローチができる方がむしろ現実的かなということを考えますと、このカリキュラムと教え方の中にぼつんと入れますよりも別の入れ方があるのではないかと。例えば学習の環境の中で、14ページの方を見ますと学生のサポート体制であるとか、あるいは実社会との連携・交流の中で学生に国際性を涵養する関係手段を提供しているとか、あるいは国際社会と交流できる関係も提供するというような、そういう言

い方で織り込ませる方が現実的には適切かなという考え方でございます。国際性の扱いというのは、現実的に物議を醸すことが多いものですから、再度、もう一度ご意見をいただければと思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。

○飯田副委員長 この国際性の涵養につきましては、資料8の「黎明期にある法科大学院の認証評価」の中で、法科大学院の取り組み体制として五つの姿勢というのがありますが、その一つとして国際性というのがあります。法科大学院を回っていると、この国際性については、いわゆる国際ビジネスローヤーの養成ということと誤解されているところがありまして、我々としてはそういう趣旨ではなくて、異文化の人々とのコミュニケーションができるということは、これからの日本の法曹として共通に必要な内容ではないかと、そういうご説明をしましたら、大体その点はご了解いただけているのかなと思っています。ですから、異文化の人々とのコミュニケーションができるという、そういう素養を育てるということになりまして、カリキュラムを置くというだけで目的を達成できるのかなと疑問に思いまして、実は学習の環境的な方が実情としてはよろしいのかなという感じがしたものですから、問題提起させていただきました。

○柏木委員長 この点についていかがでしょうか。法科大学院によってかなりばらつきがあるのではないかという気がしております。例えば地方にある大学が地域密着型の法曹を育てるという場合に、果たしてそこに国際性はどれだけ必要なのかなということについて疑問がないわけでもないように思われます。この点についてはいかがですか。

○浦部委員 国際性の涵養を目指す科目、その特定の、科目として特定という意味ではなくて、目指すところの方向というようなものをここに掲げるといったことの意義が理解できない。これを掲げるのだったら、私なんかやっている人権のための科目とか、そういうものも入れてほしい。なぜ国際性だけ入れるのか。このところがよくわからない。もちろん国際性は大事なのですけれども、なぜそれだけなのか。

○松浦委員 私も浦部先生と基本的に同じような印象を受けます。法科大学院の特徴の追求というのは一つの要請ですから、それを実行すると標榜した以上は、特色を具体化するような科目が開設されたかどうかを確認するというぐらいの書き方で十分です。国際性を追求するところは、それを一つの特色とすればいいわけですし、浦部先生のように人権という話でしたら、人権意識を育てるような科目配置がされているというので十分でしょう。ただ、国際性を求める理由が国際的感覚の涵養であるとするれば、学習環境の評価のところ、「異文化とのコミュニケーション」のような項目で入れた方が落ちつきはいいでしょう。

○柏木委員長 それは、学習環境なのですか、それとも今松浦先生がおっしゃったようなことならば、1の特徴の追求の中に入ってしまうのではないですか。

○松浦委員 ええ、特徴の追求が法科大学院のポリシーのところ宣言され、それがカリキュラムのところ具体的にされているという位置づけは十分可能です。同時に法科大学院の知的環境をどのように設計するかという視点の下で、学習環境を構想することもできます。そうなると、学習環境に国際性とか異文化とのコミュニケーションの味付けをすとか、あるいは法以外の専門分野との連

携とか、何かそういうような形のものをここへ入れることを認めるとかなり法科大学院側の自由度は高くなるし、落ちつきもいいと思いました。

○柏木委員長 表現としてはどうなります、そうしますと。例えば人権なんかも、そうすると同じように問題になるとおっしゃられましたけれども、例えばその11ページの4の のところの国際性の涵養、これは削ってしまう。

○松浦委員 削ることに賛成です。

○柏木委員長 それで、5の学習環境の注ですか、それとも評価基準の中ですか。

○松浦委員 評価基準の中で考えたらどうでしょうか。法科大学院設置の趣旨の一つは、国際的に通用する法律家の養成だった筈です。その点を意識して、抽象的な評価項目として入れておけば、いいのではないのでしょうか。国際性豊かな法曹の養成を本気でやるつもりなら、それなりのカリキュラム組まれるでしょうし、若干のお化粧程度というものであれば、それもカリキュラムに表れると推測されます。評価は、約束したことをどのくらい具体的な形で示したかを確認することから、このようなアプローチで十分なように思います。

○柏木委員長 そうしますと、14ページの5の学習環境の中に をつくるということになりますか。1から4までちょっと入りませんね。

○村瀬委員 今の の実社会との交流の問題ありますけれども、それをちょっと広げて国際社会あるいは外国のロースクールとの交流の問題とか、そういう話としてまとめればいいかなと思いますが。

○柏木委員長 いずれにしても、どうも学習環境の中に含めるという意見が強いようですけれども。

○日和佐委員 学習環境の中に入れてしまって、このカリキュラムから外すということになりますと、そのカリキュラムの中に基本的な知識というような関係でも外れてくるということなのではないでしょうか。なぜかといいますと、海外における法制度をどう位置づけるのか、一定知識として持っている必要が私はあると思うのです。国内だけの問題では解決しなくなっています、今は。それと同時に、特に消費者関連の法制度等を考えると、海外の方が特にヨーロッパ等がずっと進んでいる、そういう仕組みの知識等については、どこにもないということになるのでしょうか。私は必要だと思うのですが、基本的な知識としては。

○柏木委員長 日和佐委員の方から、やはりカリキュラムの方にも必要ではないかというご意見がございました。

○川端委員 これは、「科目が開設されていること」になっているから、非常に重要だというふうに見えるので、今も言われたように比較法的な視点というのは、当然取り入れられてくることだと思うのです。ですから、いろいろな科目の中で国際性の涵養をが目指されていることとか、カリキュラムとして国際性が何らかの形で浸透している部分があることというような基準であれば、それほど違和感がないのではないかと。

○納谷委員 今川端さんおっしゃられたように、科目名をわざわざ置かなくても良いと思います。我々今の大学の中ではシラバスで、そこがきちっと見えるようにアナウンスするわけです。その中に今言ったようなことを入れて、各科目の授業をやっている、こういうのが今の大学の実態ではない

かなと思います。特に法科大学院ではそれを追求して科目や授業をとりまとめていくというのが各大学の考え方ではないかと思う。わざわざその種の科目名を置かなくてはならないのではなくて、民事訴訟法なら民事訴訟法でも構いませんが、その中で例えばシラバスで授業の具体的な中身としてこういうことをやっている。そういうことさえはっきりしてくれば、その大学はちゃんと国際性のことについてよく考えて授業をやっているという評価をしていけばよろしいのではないかと。全くそれがそのカリキュラムとか授業内容にない場合は、やっぱり評価の対象になるということで対応していけばよろしいのではないかと思います。

○柏木委員長 わかりました。要するに、その中身の問題である。科目の問題ではないということで、その中身の問題を教育カリキュラムと教え方の中にも反映させると。それから、学習環境の中に国際性を反映させるということかと思えます。

○宮川委員 その比較法的視点を持った教育を行うというのは国際性の涵養とイコール、あるいはその一部なのでしょう。関係ないのではないですか。ここで言っている国際性の涵養というのは、もっと違うことを言っているのではないですか。

○柏木委員長 一部なのではないのですか。

○宮川委員 この11ページの国際性の涵養を目指す科目が開設されているというところ、丸印をつけて、ベター項目として成立するという点については私は反対ですけれども、ただこれを削るという意見はいいのですが、その教育の中身として、比較法的な視点あるいは法制史的な視点というものがあるというのは当然のことで、そういう比較法的な視点を持って、あるいは法制史的な視点を持って教育されているかどうかということも一つの評価の対象とするということはどこかに入れる必要があります。

○柏木委員長 カリキュラムのところに入れるとすれば、そういうことになるのだらうと思えますけれども、今納谷先生がおっしゃられたこともそういうことで、民法の中で、例えばアメリカの製造物責任について触れるというようなことがシラバスに出ていると、あるいはその法制史的な面も触れるというようなことがシラバスに出ているかどうか、それが評価されるということだらうと思えます。

それでは、そういうことで山本さんの方で、また事務局の方で整理をお願いいたします。

7番のその他の(2)、今後の作業の進め方、これは後からでよろしゅうございましょうか。

それで、ちょっと時間が大分オーバーしてしまいましたけれども、評価基準の具体的な内容の検討を終わりました、きょうの議題の第2番目、運営及び組織体制に関する事項ですけれども、飯田先生の方からお願いします。

○飯田副委員長 資料55をごらんいただきたいと思えます。前回の最後に、大変短時間に問題のご説明をさせていただいたところを整理させていただいたと思うのですが、きょうその問題の確認という趣旨でここに列挙させていただきました。簡単に申し上げますと、第1番目でございますが、これは資料の57と関連いたします。すなわち、評価委員会で評価報告書を作成いただくわけですが、それに対して法科大学院からの異議申立が予定されている。この異議申立があれば、審査委員会に

付託されて審査されるわけですが、異議申立がなかった場合に、評価報告書はどのように確定するのかと。すなわち、別途評議会等の上部機関の承認手続を必要とするのかどうかという点でございます。事務局で議論いたしましたが、評価委員会で評価報告書を十分検討して作成するわけですので、それを評議会ですべて承認手続という手続を経ることは必要ないのではないかと。評議会の承認手続というのは、極めて形式的なものになりますので、異議申立がなければ、異議申立期間は1カ月で予定しているわけですが、その期間が経過すれば、そこで自動的に確定するというところでよろしいのではないかと考えているわけですが、その点についてのご意見を賜りたいというふうに思います。

○柏木委員長 まず、この点はいかがでございますでしょうか。評議会による承認手続は必要ないという原案でよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○柏木委員長 ご異議がないようですので、それでよろしいということで、次をお願いいたします。

○飯田副委員長 次に、ここに法科大学院の異議申立の手続でございますけれども、異議申立事由をどの範囲に設定するかということでございます。これは、資料57の2ページでございます。今回つけ加えましたのは、4と5でございます。アンダーラインの場所が間違っておりますが、すなわち個々の評価基準の適、不適についても異議申立事由として認めるべきかということと、手続的な事由についても認めるべきかということで、できるだけ異議の範囲は門戸を開放した方がよろしいという意見が大変強いものですから、考えられる事柄はできるだけ広く異議事由にするということで、今回この4と5を追加したということでございます。このように異議事由を広くすることについて、これでよろしいかどうかということのご意見を賜りたいところであります。

○柏木委員長 この点はいかがでございますでしょうか。原則として異議をたくさん認めた方が大学側としてはありがたいということかと思っておりますけれども、これもよろしゅうございますね。

（「はい」の声）

○柏木委員長 ありがとうございます。では、その次の点をお願いいたします。

○飯田副委員長 次が異議審査委員会の権限の問題でございます。やはり資料57をごらんいただきたいのですが、この異議審査委員会は、評議会と評価委員会の間に横出しの機関として想定されています。委員は6名ということで、全件異議については異議審査委員会に付託して審査を経ると。その報告を踏まえて評議会ですべて最終決定するというのを、この資料57では考えているわけですが、異議審査委員会で、そこでもう最終審にして、評議会に上げる必要はないのではないかと意見ももちろんあるわけですが、事務局の議論としては、やはり評議会メンバーに最終的な確認をそこで得た方がより慎重さ及び全体的なバランスの問題からしてもよろしいのではないかと考えておりますが、この異議審査委員会については、ここで最終審にすべきか、評議会の最終的な判断を仰ぐかについてご意見いただきたいということでございます。

異議審査委員会を最終審にしますと、もっとこれを大きな組織にする必要があるということで、専門性及び機動性の点からしてもいかがかなということもございまして、やはり異議審査委員会は

評議会に報告し、その報告を踏まえて評議会で最終決定するという方向で今考えているのですが、そういう方向でよろしいかどうかということでございます。

○柏木委員長 この点はいかがでございましょうか。

かなり慎重な手続になりますけれども、これも異議ございませんね。

○小幡委員 この異議審査委員会は常設ですか。異議があったときだけ組織されるのではなくて。

○飯田副委員長 常設の委員会にしまして、異議があったときだけに付託されるということです。異議が出たときに、そこで委員会を組織しますと時間がかかりますので、スピーディーにやる必要がありますから、異議審査委員会はそういう意味で常設の委員会と考えています。

○日和佐委員 この異議審査委員会は、みずから再調査を行う、もしくは評価チームに対して再調査を命ずることができるとなっているのですが、みずから再調査を行う場合と評価チームに対して再調査を命ずる場合というところに何らかの判断基準はあるのでしょうか。

○飯田副委員長 それは、具体的にはまだ検討はしておりませんが、恐らく追加的な調査で済む場合には評価チームに再調査を、この点をもう一度調査しなさいとか、何かそういうことで評価チームに再調査を命じ、やはり根本的にやり直さないといけないとなれば、みずから調査するということが、恐らくこの調査事項の重要性等によって変わってくるのかなと思っていますが。

○柏木委員長 今の点というか、異議審議会の報告書を評議会で最終決定するという二段構えにつきましてはご異論はございませんか。

○浦部委員 これ組織を見ますと、要するにこの異議審議委員会ですか、このボディーの責任者はだれなのかというのがはっきりしていないと思うのですが。

○飯田副委員長 よろしいでしょうか。実は、本日配付資料で大変申しわけないのですが、資料62というものをごらんいただきたいと思います。この資料62は、資料57に書いてある組織間の権限関係というのですか、組織上の構成につきまして基本規則ということで整理したものでございます。実は、法務研究財団の方では、4月6日に評議会及び理事会が予定されておりまして、そこでこの基本規則については承認を得て、認証申請することの承認を得るということで準備は進められているわけですが、この基本規則で、この認証評価事業に関する基本的な環境整備ということでございます。これについては、まだたたき台でございますので、ご意見をいろいろ賜りたいと思いますが、この第3条で、事業委員会という表現がいいかどうか、まだ議論中でございますけれども、独立した委員会にするということでございます。その事業委員会の中に、第2項ですが、認証評価評議会、評価委員会、評価員、異議審議会委員会、認証評価事務局で構成するようになっておりまして、第2章が認証評価評議会でございます。そこで第9条でございますが、認証評価評議会議長というのがございまして、認証評価評議会議長は、認証評価事業委員会を統括し、代表するという構成を今考えておりますが、ご意見を賜りたいところでございます。

○柏木委員長 そうすると、今のご質問に対しては、この認証評価評議会議長が最高責任者ということになるのですか。

○飯田副委員長 はい、そうです。

- 浦部委員 その評価結果等は議長名で行うということですか。
- 飯田副委員長 評価結果につきましては、恐らく法人として発表されますので、それは法務研究財団の名前で発表するところでございます。
- 浦部委員 財団の理事長が責任者ということですね。
- 飯田副委員長 対外的な、法的主体としては財団です。
- 浦部委員 その辺の関係、その評議会と財団の理事長との関係がこの図にはあらわれていないので相当簡略化されていると思うのですが。
- 飯田副委員長 その点につきまして、この規則案の第3条の3項で、認証評価事業委員会は、所定の手続に基づいて作成もしくは修正した評価報告書の確定及び公表を行うということで、この認証評価事業委員会の独立性というのですか、それを規定させていただいたことになります。
- 亀井委員 今の3条3項なのですが、評価報告書を確定の上で公表を行うとありまして、その確定というのは、要するに議決ということですか。そして、公表というのは確定された報告書の執行ということなのか。確定という言葉を使いますと、先ほどございましたよね、評価報告書は異議がなければ、評価委員会が確定するということになっているのに、それにプラスして、認証評価事業委員会がさらに評価報告書を確定するかしないかの議決を行うと読めるのです。それから、その後の事業委員会がどういうふうに議決をするのかというのは将来的に決まりませんし、確定という言葉が違う意味に使われているのではないかと。
- 飯田副委員長 それについては、この資料62の7ページで61条というのを設けておりまして、評価報告書の確定・公表及び評価報告書に対する法科大学院の異議申立に関する事項については、認証評価評議会がその取り扱いに関する規則を別途定めるということで、一連の流れをここで明確化するということを考えております。ですから、確定というのは、評議会でも異議を審査して、そこで最終決定しているときにも確定するでしょうし、異議がなくて、異議申立期間が経過したときにも確定すると、そういうことをこの第61条の規則で明確化する必要があるのかなと思って、こういう次第ですけれども。
- 亀井委員 いいえ、私が申し上げていることと論点が違うと思うのですが、つまり3条の2項で認証評価事業委員会というのは、この図表でいう全部なので、認証評価評議会とか、評価委員会、評価委員、異議審査委員会、それから事務局、この全部でもって構成されるという、そういうものがあるということになるわけです。ところが、資料57でも認証評価事業委員会というのは出てこないわけです。全部を統括する、その事業委員会が別に何かあって、そこが3条3項によると確定及び公表ということをするというふうに書いてあると読めるので、とすると、まだもう一つ上部機関があるように読めるわけなのです。そこは、そうではないのではないのですか。
- 飯田副委員長 確かにそういうご指摘もありまして、この委員会という名称がいいのか、認証評価部門という表現がいいのか、また認証評価機構という表現がいいのか、いろいろ議論をされておりまして、まだこの委員会という名前がいいかどうか決まっていなから、機構というとか別の組織の名と混乱されてもいけないので、何かそういう適切な表現を考えないといけないなという

ことを議論されているところでございます。全体のことを指して、そういう名称、どういう表現をしたらいいのかなということでもあります。

○柏木委員長 それと亀井委員がご指摘になったように、この3条3項の確定の意味がほかで使っている確定の意味と整合性があるのかということをもうちよっとその委員会、主語が委員会であるということとの絡みで再検討する必要があるかもしれないですね。

○飯田副委員長 この第3条3項は、いわばある種の独立性を規定した規程であります。

○柏木委員長 ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

○柏木委員長 それでは、次の問題、評価のプロセス、A型の問題について、これも飯田先生にご説明をお願いいたします。

○飯田副委員長 資料58、59をご参照いただきたいと思います。

まず、評価をいつやるか決めてから、評価を実施し、最終的に異議が出た場合に、どのような対処をするかということで、流れを書かせていただいたのが58、59でございます。法科大学院を回しまして、大体こういうようなやり方で考えられるのですが、いかがでしょうかということをお打診してございまして、特段の異論がないのかなとは思っておりますけれども、このようなスケジュールでよしいのかどうかということもぜひご意見いただきたいところでございます。その関係で、プロセスのA型というのは、その年度に自己点検評価報告書を提出いただいて、その年度に現地調査をするということで、A型の方がやりやすいとおっしゃる法科大学院が多いわけでございますが、そうしますと異議が出た場合に、その年度の3月末には終わらないという問題がございます。3月末に終わらせようとするれば、この資料58の法科大学院に対して前提たる事実部分について意見を求めるということとか、あるいは異議申立期間とか、このあたりを相当圧縮していかないと年度末に終わらないということになってしまうわけです。そういうことで、今A型をとった場合に、そういう期間を圧縮してでも3月末に終わらせるというような、そういうつくりにするべきか、そこも慎重な手続をするということで、その年度の3月末で5年間の期限が切れてしまうところは、できるだけ前倒しにやってくださいということで、手続自体はこのように慎重に行うということにすべきなのか、そのあたりについてのご意見をいただければと思っている次第です。

○柏木委員長 この点についてはいかがでしょうか。異議申立が非常に異例の事態であるということをお考えれば、それを基準にスケジュールを立てるのもちょっとやり過ぎかなという気がするのですが、いかがですか。

○阿部委員 ずれ込んでしまうとどういう不都合が生じるのでしょうか。

○飯田副委員長 5年に1回評価を受けないといけないという、その5年に1回というのをどのように期間の算定をすべきか。恐らく次の5年間の起算点は、その評価の報告書の確定時期が起算点になるのではないかとお考えをされておまして、そうすると評価報告書が確定しないと、5年に1回評価を受けたことにならないというような問題になりかねないということだと思っております。大変テクニカルな話ですみません。

- 阿部委員　そういう何か5年に1回というふうに決めたことに形式的に適合するかどうかという、ただそれだけの話ですか。
- 飯田副委員長　そうかもしれない。ですから、前倒しにして、少し余裕を持って皆さんやってくださいをお願いしたいと思っているのですけれども。
- 柏木委員長　5年に1回やったかどうかの評価、解釈の問題の絡みですね。というよりも、それだけですか。あとは問題ないわけですね。
- 由岐事務局長　5年に1度と書いてあるものですから、異議で確定しない限り終わらない、やっていないことにならないか。そこだけです。
- 柏木委員長　小幡先生、そういう解釈になるのですか。
- 亀井委員　自信のない大学は、4年に1度受ける。
- 小幡委員　異議申立ては異例だと思えば、一応評価を受けた以上、評価済みという解釈はあり得ますが、評価が確定していないという状況ですよ。法律の規定は5年以内であればということでしたか。
- 由岐事務局長　5年以内に受けなければならないということです。
- 小幡委員　評価を受けるという解釈の問題ですが。
- 飯室委員　採点したときは、5年過ぎていたけれども、試験を受けたときは5年以内になるわけでしょう。
- 亀井委員　評価報告書に異議が出たら評価報告書の内容は確定しないわけですよ。文科省に提出されないわけだから、それでは認証を受けたことにならないのではないかと。
- 小幡委員　多分認証機関の認可のところで異議申立てまで全部組んで評価のセットにするというふうに決まっているのですよね。とすると、異議申立て期間、審査期間、最終確定まで見込んで5年間を逆算していく方が無難は無難です。
- 亀井委員　でも、そういう大学はあっても不適が出るかもしれないという不安が少しでもあれば、前倒しで評価を受けるのではないのでしょうか。
- 飯田副委員長　実際これは2004年から始まって、2008年度までに皆さん1回受けていただかなければいけないわけですが、2008年に全部集中しまうと、実質的にはもうパンクしてしまうわけです。だから、できるだけ前倒しにやってくださいということをお願いしているわけですが、一番これが問題になりますのは2008年度の秋学期に評価を受けるとした場合に、時間的には大変遅くなってしまうというようなことが問題になると思うのです。
- 柏木委員長　何かそういう非常事態だけのためにその異議申立審査を急ぐというのも本末転倒かなという気がしますけれども。
- 由岐事務局長　もう一つは、テクニカルな問題なのですけれども、例えば報告書はその調査をした年度末付にしたいということも多いと思うのですが、そうすると我々の方としては5年に1度とか、そういうのは確定的要素になるわけにいかないのが、確定したときだと非常に各大学で個々、ばらばらになってしまう可能性がある。年度末で確定するとなると、先ほど言った問題が、大学の

深刻な問題として出てくるのかなという危惧があります。

○飯田副委員長 基本的には、そういうことから、その期間を短縮して行うということは避けた方がよろしいというご意見でよろしゅうございますか。

○柏木委員長 そういうことでもよろしゅうございますか。非常事態のために制度を変えることはしないと。

(「はい」の声)

○柏木委員長 それでは、第5番の評価チーム員の忌避手続に移ります。

○飯田副委員長 これにつきましても資料58をごらんいただきたいと思います。これは、法科大学院を回っているときにご指摘があったので、入れたことではございますが、58の でございますけれども、評価チームを選任しますと、それは法科大学院に開示して忌避申立といえますか、不都合があるということがあれば、その申し出を受けて、メンバーを再構成するという手続をした方がより慎重でよろしいのではないかと考えております。こういう忌避手続あるいはそれに準じる手続を設けるべきかどうかについてのご意見を賜りたいということでもあります。

○柏木委員長 これも設けた方がいいだろうなという気がいたしますけれども、どうでしょうか。

○阿部委員 その場合の忌避事由というのは、どういう事由なのか。それが問題ではないですか。

○飯田副委員長 余り事由を具体的に開示させることは難しいかなという感じもしているのですけれども、何らかの不都合があれば、それはやむを得ないのかなという感じもするのですけれども、いかがでしょうか。

○由岐事務局長 ある大学でと言わせてください。教授選の結果、落ちこちた人が審査員になると、大学院に対し悪く言おうとするのではないかという危惧感を大学側が持つこともあるというふうに言われました。

○飯田副委員長 ですから、これは、当該法科大学院に利害関係のない方を選ぶというのが大原則なのですけれども、恐らく客観的な資料か、何かではわからない場合がありますので、そういうことを不都合があるという申し出をする機会を与えるという方がより適切な評価になるのかなという観点から申し上げたところでございます。

○阿部委員 その申立を認めるか認めないかはだれが判断するのですか。

○江森事務局員 基本規則のたたき台では評価委員会が評価チームを選任しまして、それについてもそこで再考するということです。

○大出委員 慎重であるべきであるということ、そのとおりでございます。大事なことでございます。それは異議申立のところで処理をできない問題だという判断で、忌避事由をどうするのかというのは、かなり厄介な問題になってこないか。それからなんと云ったら忌避を認めるのか。その評価委員会が成立しないというような、そんなことは本当に例外的なことだとは思いますが、その辺のところの基準をどうつくっていくのかというのは厄介なところです。それで、今例えば事務局長がおっしゃったようなことは表面的には言えないことです。ですから、極めて例外的な事態であって、当然そういうことも問題になるような評価が出た場合には異議申立が出てくるわけです。異

議申立の際に、なぜそういう評価が行われたのかということがやはり問題視されて、あえてそこでもう一度やり直しというようなことになるような性格のものであれば、わざわざ忌避というようなことで要件を苦労して、一般的に通用性のない手続なり要件をつくってみたりとか、意味がないような気がしますけれども、いかがなのでしょう。

○飯田副委員長 大変面倒な手続であることは事実なのですが、何らかの意見調整の機会があった方が円滑なのかなと思ひまして、そういう手続を一つ入れておこうかなと思ひてはいたのですが。

○大出委員 当然評価委員を選ぶときにも情報がどこまで入手できるかという問題はあるかもしれませんが、当然利害関係というのは、先ほどのお話でも最大限配慮するわけですから。ですから、その大学が教授選に落ちたというようなことになってくると、当然人事上、秘密にかかわりますから、あるのかもしれませんが、それを忌避の段階で問題にすること自体はかなり困難ですよ。

○由岐事務局長 あと、私複数聞いた中でライバル校だという意識が強くて、そこには情報公開したくないというところもありました。

○飯室委員 評価作業が終わった後わかった理由、忌避理由に該当するような理由がわかった場合には大出さんのおっしゃるように異議申立でいいのだろうけれども、初めから、もう忌避の申立制度があれば、したいというような評価員が来ているときに、それを待ってずっと評価を受けているのかというのはあり得るのでしょうか。

○大出委員 その場合の忌避理由をどう構成するのかとなると、そこが非常に難しいのではないかと思います。

○飯室委員 腹の中では、あの人に評価をされたくないと思う人から評価を受けて、資料出してヒアリングに応じている作業というのは何なんのでしょうか。それも、やっぱり効率化の面からいっても頭のところで配慮できるシステムにしておいた方がいいような気がしますけれども。

○柏木委員長 評価が終わってから結論がひっくり返ったら、これ大変だという考え方なのです。

○小幡委員 不正な要素が入ってこういう評価になったと後で言われる可能性を考えると、こういうシステムがあった方が理想的なのでしょうけれども、現実にかなり客観的な理由を添えて忌避申立てをするでしょうね。それをはねた場合にどうなるのでしょうか。

○大出委員 理由なしの忌避を認めるに近い話になります。そうだとすると、何人までできるのかとか。

○柏木委員長 それは、評議会が判断するわけですので、顔が気に入らないというだけではだめだということか。

○大出委員 だとすると、理由をどこに設定するのか、どの場合に認めるのかです。

○宮川委員 陪審員の選定みたいな話ですよ。どんどんどんどん忌避された場合に、また補充するのは大変ですよ。それに、これ5人の合議体でやるのでしょうか。

○大出委員 つまり評価する側の公正性を疑われるようなことはしないということが原則というか、基本です。ですから、結果で判断してもらえないのではないのでしょうか。ライバルだからとい

うことで評価を受けるのをよすというようなことができる性格のものなのかどうかです。まさにそれは結果のところ、明らかに公正性を害しているというようなことがあった場合に、だからこそ異議申立があるわけであって、そんなにこだわるつもりはないのですが、ちょっとそこはかなり無理な手続をつくるようになるのではないかという気がしないわけでもないのです。外形的、形式的に公正性をとということで、実は逆に内容的にいうと非常に複雑で、最終的にいうと仇になるような手続になってしまうかもしれないという感じがするのですけれども。

○宮川委員 実際運用として評価チームを構成するときに、誰に頼むかということで配慮すると思うのです。

○川端委員 33条3項で、所属もしくは利害関係を有する者は評価員となることはできないとありますよね。利害関係があったにもかかわらず評価員になったというのは、それは明らかに忌避事由になるということになります。それでいいのではないかなという気がするのです。一方的に忌避を認めるということになると、多分今言われているような教え方だと、専断的忌避をたとえば1名認めるとかいうことが出ると思いますけれども、こういう制度でいいのかなというふうに思います。そもそもライバル校に見られるのが嫌だということは認めていい事由とはとても思えないのですけれども。

○飯田副委員長 そのライバル校とか、そういうのはある種の利害関係といえますか、同じ地域の大学から選ばなければいいということを行っていますので、恐らくそういう問題はちょっと発生しなくて、何か外見的事実からわからない特別な事実があった場合に限られるのだらうとは思っているのですけれども、だから法科大学院によっては複数名出して、そこから選ぶようにさせてもらいたいとか、何かなかなかオープンにできない事情があった場合、それを回避する手続があると望ましいということをおっしゃるところは結構多いです。

○大出委員 そうすると、逆に言ったら都合のいい人ばかりに評価してほしいという話になってしまうことにもなりかねないわけです。評価は、やっぱりそれではまずいからこそやるわけで。

○柏木委員長 忌避という言葉が強いのですか。つまりさっきの教授選考に落ちたとか、そういうのとか、いろいろあるわけです。ライバル校だから嫌だとか、だからそれは選んだ方も隠れた事情なんかわからないわけで、利害関係がありますよというようなことを言ってもらえることがいいことなのだらうと思うのです。それが合理的な理由だったらば、ほかの人にすりかえるけれども、それが余り合理的な理由ではない、ライバル校であるなんていうだけの理由であれば、それは異議は認めないということになるのだらうと思うのです。そうしますと、忌避という言葉が、何か申立てば自動的に排除されてしまうというようなニュアンスが非常に強いのかな。

○阿部委員 もう一つ質問があるのですけれども、先ほどのご指摘のように33条3項で利害関係を有する者は評価員になることはできないという規定があるわけです。その前提でその平成16年の6月までに、忌避申立手続をとるということは、この33条3項の理由があるということと、この時期までに申し立てなくてはいけないということをお願いするために置いたのでしょうか。本来、その規則に違反していますよということはいつでも言えるはずなのだと思うのですけれども。

- 柏木委員長 そうですね。その点はいかがですか。
- 飯田副委員長 確かにこの基本規則の33条3項を実質的に担保する制度として、忌避申立という言葉が表現がいいのかどうかあれですけども、何かそういう制度がいいのかなということでございます。
- 宮川委員 この33条3項は逆でしょう。むしろ甘い評価をするような可能性がある人を排除するという規定でしょう。敵対評価をする人を排除するというのではない。
- 柏木委員長 やっぱりその各大学で一般に公開されていない情報で利害関係というものはあり得るわけだから、そういうものをチェックをするチャンスというのはあった方がいいし、かといって余りのべつ幕なし、あの人は嫌だというまで認めては、これはいけないだろうという気がしますけれども、その辺のバランスを……
- 宮川委員 だから運用の問題として、これはこういう関係がある人だから、ちょっとやめてもらいたいという申し出があった場合には、それを検討するという運用とすればいいのではないかと。
- 柏木委員長 運用なのか規則の中に入れるのかという問題ですけども、まさにその程度のニュアンスだろうと思う。
- 江森事務局員 事務局の方から。恐らく私どもが窓口になって、法科大学院の事務方の方とやりとりをさせていただく中で、事前の開示というのはあるのかと思うのですが、その事実上のレベルでよいのか、大学の方の意思決定としてある程度のところで開示をした者に対してご意見を賜る、そういう手続、手続としてはそれが必要なのかというのが1点お伺いしたいこと。
- それと、忌避というのではなくて、ご意見というような形で一度賜った上で、こちらでもう一度正式な選任をさせていただく。正式な選任の前に開示申し上げて、ご意見を賜ってという、こういうような段階ではどうかということをお伺いしたいと思います。
- 柏木委員長 今のように忌避ということではなくて、参考意見を聞くという程度ではいかがでしょうか。
- 小幡委員 いや、そうすると、何か事前に操作しているような不透明な感じになります。
- 川端委員 やっぱりどういう人を評価員に選ぶかはこちら側の責任の問題で、3項に触れないような人を選ぶと。ただ、もし考慮するのだとすれば、その段階で、こっちは全然わからなかったけれども、本来、その選ばれた評価員がみずから申し出て回避すべき事情があったにもかかわらず、残っている場合があり得るから、それについての情報については受け付けますよと。どうしても不都合があれば、本人に回避を求めるなり、あるいは、その段階で評価委員会で選任し直すという手続をやったらいいのではないかと。
- 小幡委員 でも、受ける側の安心感からして、その忌避という言葉が強いのですけれども、本当に例外的な場合で、とんでもない人になってしまったという場合、本人は何も言わないで評価員を受けたけれども、どうしても困るというような場合に制度として何か穴をあけておく、いずれにせよ、きちんとした形でやった方がいいような感じがします。
- 柏木委員長 では、裏でやるのではなくて、表のルートとしてその意見を申し述べる機会を設ける

ということでしょうか。

○由岐事務局長 もう一個については、考えさせていただきたい。

○柏木委員長 時間がなくなりましたけれども、それでは、委員会の報告書作成の件、山本先生からご説明をお願いいたします。

○山本事務局員 資料65の最後のページ、今後の作業の進め方の中で議論いただきたいと思います。研究報告書の母体となりますものは、評価基準、今いろいろ議論されております手続であるとかのものを含めまして、これが中心となります。それに評価基準の考え方、きょう口頭で議論いたしましたようなことを頭につけまして、研究報告書案を早急に作成いたします。大体3月23日、次回の委員会で粗筋を確定というふうなことになるかと思いますが、直ちにメール等でお送りいたしまして、こういう段取りでよろしいですか。

川端委員 これは案としての作成ですか。この文部科学省の省令要綱を見ていて思ったのですが、これは明らかに案についてのパブリックコメントを行うということですよ。

○飯田副委員長 省令案では、公表までとしか入っていなかったと思うのですが、私どもとしては各法科大学院を回りまして、全部案を提示して説明しておりますので、そこで一応意見は求めているつもりでございますけれども、しかし慎重を期しまして、お決めいただきました評価基準については、できるだけパブリックコメントをやりまして、最終的な確定は、それを踏まえたものにしていただければなと思っております。ですから、この最終段階で一応案として確定して、パブリックコメントを求めて最終確定するという段階を経ていただければと思いますが。文部科学省には直に出さなければいけないというのもあるものですから、一応その段階の案を文部科学省の方へ提出するというようお願いできればと思います。

○川端委員 報告書はそれでいいと思いますけれども、評価基準そのものについては、その省令要綱の第1の3でいうと、大学評価基準を定めるに当たっては、その過程の公正性および透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていることになっていきますから、明らかにパブリックコメントは経てないとだめだよということを言っているのだと思います。

○飯田副委員長 最終的な省令がどうなるか、もうすぐ発表されるというふうに聞いておりますけれども、より慎重を期すためにパブリックコメントは求めた方がいいと思います。

○菊池委員 研究報告書の中身に関連するかと思うのですが、ちょっと考え方として大きなポイントで、格付機関は何を目的に、この最終報告書を書くかというところは、当然文部科学省の認可を受けるわけですから、それに沿って、その適、不適とかのポイントについて整理をして評価をする。これは、今までずっと論議してきた過程で、当然の目的の一つなのですが、それに加えて、この法務研究財団がつくる評価機関の特色、特徴ということになるかと思うのですが、私はやっぱり有料で評価をするということからしたら、何か付加価値のあるサービスを提供するということが一つ目的にできないか。具体的に何を申し上げているかということ、せつかく評価をする、いろんな項目について評価をするのですから、その評価をして、事実を認識して、点数をつけたら終わりということではなくて、さらにもう一步突っ込んで、この法科大学院は組織目的があって、具

体的なアクションがいろいろあるわけですが、その総合的な関係の中で一体何が一番問題なのか、どこがうまくいっていないのか、それは個々の項目で現象的にはあらわれるわけですが、単なる現象面ではなくて、そういう現象の問題があらわれている背景とか問題の本質というのはい一体何なのかということまで入り込んで、それでよければ改善策みたいなものが一緒に提案ができれば非常に納得感のあるというか、受けた方が価値のあるサービスが提供できるのではないかと。言うはやすくて行うは難しいの典型かもしれませんが、そういうことをどこまでできるかは別として、評価員が目指すのか目指さないのかというのは大きいと思うのです。あらゆるケースについて、そういうことをできるとは限らないわけですが、なぜ私がそういうことを申し上げているかというと、企業の中で監査だとか、それから自己点検だとか、いろんな評価をみずからやったり、または大学の公認会計士の監査とか、いろんな形態があるわけですが、一様にここ10年の流れで、昔は問題点を発掘して、それを指摘するというのがそういうことの目的だったのですが、最近の流れとしては、やっぱりリスクベースアプローチで、余り細かい問題点を洗い出すのではなくて、大きな問題点をできるだけアプローチをしていく、しかもプロセスチェックと言っていますけれども、なぜそれが起こっているのか、どこに問題の本質があるのかを探り出して、それをできるだけ提供して改善を促すということが企業の中では今一つの大きな潮流になっているのです。そういうことがこの財団の評価機関として目的にするのか、しないのか。するとすればどういう、徐々にしかできないかもしれませんが、これができるのは外から見ているということが一つと、それからほかのところをいろいろ見ているという、この二つ、その大学側にはないメリットがありまして、それを生かしながら、そういうスタンスで物を見ていくというのは、できれば価値が大きいなと私は思うわけですが、一つ問題提起させてもらいました。

○柏木委員長 根本的な問題が出てきてしまいましたけれども。

* 以上で録音テープが終了したため、以下は発言の要旨とする。

宮川委員 改善プランを提示することに財団が評価機構を担う意味がある、という認識はすでに共通のものとしてあるのではないかと。

菊池委員 規則にそれが出てこない。

飯田副委員長 我々としても、改善勧告は必要であるという認識。

由岐事務局長 大学訪問でも改善案を示す旨の説明はしている。

菊池委員 それをどこで説明し、自覚するか。

柏木委員長 パブコメとの関係。3月中に文科に出したい。あと1回しか委員会はない。次回の委員会で案を決めて、パブコメに出す。その結果、修正の必要が大きくなければ、正副委員長に修正を一任することによいか。(異議なし)

日和佐委員 一つだけ。評価事業の基本規則の中に、非公開とするべき情報は公開しない旨を定めるべきでは。また、守秘義務についても定めるべき。

柏木委員長 では、これで第5回認証評価検討委員会を終わります。ご多忙中、ご協力をありがとうございました。